



19



河原弁天

は知久平のもの」と主張した。

この村境の争いは、幕府の裁定を受けた。「元文の弁天公事」と呼ばれ、当時寺社奉行だった大岡越前守忠相も加わった。裁きでは「村境は元の川である」とし、三つの村の訴えは退けられた。

地元では「大岡裁き」として伝わり、裁許状の大絵図が飯田市の松尾自治振興センターに保存されている。朱色の鳥居が薄暮にくっきりと浮かんだ。川の流れは穏やかだった。

(杵木良)

飯田市松尾新井と喬木村伊久間を結ぶ弁天橋下流約百尺の左岸にあり、「後ろ向き弁天」とも呼ばれる。天竜川の河原の自然石の上に祭られ、川の水位の目安とされてきた。天竜川通船がさかんだった江戸時代、商人たちが建立したという。

村境争いで「大岡裁き」

河原弁天 (飯田市下久堅下虎岩)



川の水位の目安とされた「河原弁天」＝飯田市下久堅下虎岩で